

# 公 示 送 達 書

愛西市告示第178号  
令和8年7月3日

愛西市長 日永 貴章

次の書類を地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。  
なお送達すべき書類は愛西市役所税務課において保管しており、申出があればいつでも交付します。

送達を受けるべき者	氏名 (名称)	送達すべき書類
	服部 藤吉	地方税法により送達すべき書類
	サルマン ジェーマル	地方税法により送達すべき書類
	美濃 敦	地方税法により送達すべき書類

## (注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき(令和8年7月10日)に、書類の送達があったものとみなされます。